

(仮称)自治基本条例を考える会

(会議要旨 第3回行政分科会)

日 時：平成20年8月2日(土) 13:30～16:00

場 所：尾西生涯学習センター

出席者：自治基本条例を考える会委員 13名

ファシリテーター 石井伸弘

事務局(企画政策課職員) 2名

枠組みと項目

大項目	まちを創造する仕組み
小項目	情報公開/行政情報を知る権利

会議のまとめ

基本的な考え方(修正事項)

元) 情報公開が進むと、市民の判断力がさらに問われることになる。問題を自分たちのこととして考え、市民に覚悟とリスクをとることが求められる。

修正) 情報公開が進むと、市民の判断力がさらに問われることになる。問題を自分たちのこととして考え、市民に覚悟と責任が求められる。

情報公開する範囲・内容(修正事項)

元) 誰がどのような請求をし、どのように開示され、どのような内容を公開されたかという事実も公開していく「情報公開された内容も重要な情報であり、公開されるべき」についての補足説明。

修正) 市民からどのような請求がされ、どのように開示され、どのような内容を公開されたかという事実も公開していく「情報公開された内容も重要な情報であり、公開されるべき」についての補足説明。

情報公開を求める対象(追記事項)

- ・ 社会福祉協議会を含む関連法人を対象としたい。
- ・ 関連法人とは、出資、出向、補助金の拠出を行っているもの。あいまいだが、なるべく広く定義する。
- ・ 現時点で、把握できる関連法人は全てリストアップする。

議論のプロセス

情報公開の仕組み・ツール(修正事項)

元) PC を使えない人も多い。インターネットに依存した情報公開ではなく、ケーブルテレビ、FAXなど、配慮が必要だ。

修正) PC を使えない人も多い。インターネットに依存した情報公開ではなく、ケーブルテレビ、FAX、携帯電話など、配慮が必要だ。

枠組みと項目

大項目	まちを創造する仕組み
小項目	意見要望苦情等への応答義務等

会議のまとめ

(修正事項)

元) 不利益救済のための別途機関はいる。

修正) 不利益救済のための別途機関がいる。

枠組みと項目

大項目	基本事項
小項目	行政

会議のまとめ

1 執行機関の定義

市長・職員のほか、6つの行政委員会（教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会）を含める。

枠組みと項目

大項目	行政
小項目	首長の役割と責務

会議のまとめ

1 多選禁止について

多選禁止事項を設ける必要は無い。多選を制限するかどうかは、実質的に選挙で市民が決定すればよい。

2 望ましい首長像

市民のために、私利私欲なく、行動できる人。

民意を尊重した政策が立案・実行できる人。

利害関係者の意思によらず、自分の意思で判断・行動できる人。

自治体経営の原則に則り、効率的な政策ができる人。

議論のプロセス

自治体を経営するという観点から

- ・ 会社経営と同じように自治体が経営できることが望ましい。
- ・ 経営状態を計る指標が必要。貸借対照表だけでは不十分。

枠組みと項目

大項目	行政
小項目	執行機関の役割と責務

会議のまとめ

1 執行機関の役割について

執行機関の役割として重要なものは、セーフティネット（経済的困窮者に対して、最低限の生活を続けられるように救済する社会保障制度）の機能である。

都市生活基盤を維持すること。

行政に過大な期待をすることはもう無理がある。NPO や、コミュニティ組織が動く必要がある。

2 望ましい行政サービスのあり方

以下の原則が重要である。有効・効率・持続可能・自立・自律・公平・平等・誠実

緊張感のある仕事をするために、首長および職員が何かあった際には責任を取る仕組みが必要である。

改善をし続ける・できる組織であること。

無駄なお金は使わないこと。

窓口にて、親切・丁寧に対応してくれること。

3 一宮市として自律するために必要なこと

国の税源が地方に委譲されないと、条例は機能しない。国政選挙においても市民が地方が自律する観点から声を上げる必要がある。

現在の自治体のリーダーは国・県を見ているが、制度上、仕方のないことでもある。

議論のプロセス

現状認識

- ・ 現状では執行機関をチェックすべき議会が執行機関と一体化しており、十分に機能していない。

自立・自律・持続可能について

- ・ 夕張のようにならないために、自治体であっても、もっと儲けようとする姿勢が必要。

企業誘致や、事業の有料化などをもっと進める必要がある。

- ・ 一宮市全体が自律した自治体になるために自治基本条例があるはず。
- ・ 一宮市全体として独立採算を目指すべき。

公平・平等について

- ・ 税金を滞納している人のせいで納めている人が不利益をこうむるのは不公平。
- ・ 税金に限らず、子供会の会費、給食費でも払わない人がいるのは不公平。収めることが当たり前になるようになってほしい。
- ・ 市民にも権利があれば、義務があることを承知しなければいけない。
- ・ 納税の義務を再確認すべき。
- ・ 納税しない人には厳しく対処すべきだ。
- ・ 実際に納税したくてもできない人がいる。あまり厳しくすると市民間対立となってしまうのではないか。

有効・効率について

- ・ 事業を実施するに当っては、使われていない既にある資源（人材、土地など）をもっと有効活用すべき。

セーフティネットの役割について

- ・ 低所得の人に対しては、執行機関としてきちんとケアすべきだが、市民の相互の助け合いがまず必要。
- ・ 支援を必要とする人に対するケアは、NPO やボランティアグループに期待したい。
- ・ また、その団体に対する支援を執行機関として実施するとよい。
- ・ 一宮市オリジナルの仕組みを条例作りの中で作ることができないか。

市民のニーズを尊重することについて

- ・ 市民ニーズを尊重することが必要。
- ・ しかし、大切なことではあるが、尊重することは大変なこと。

市民の役割について

- ・ これから、市民と行政の役割分担の比率が市民に重くなるだろう。
- ・ 市民も行政サービスを求めるばかりではなく、提供する側になる必要がある。
- ・ しかし、様々な市民活動に出ることのできる人と、できない人が必ず生じるが、出ない人が肩身の狭い思いをしないようにする必要がある。

望ましい行政サービスのあり方について

- ・ 現場の職員と決定権のある職員との間に対話の場があることが重要ではないか。